令和７年度　富士宮市立富士根北中学校における「学校いじめ防止基本方針」

本方針は、人権尊重の理念に基づき、富士根北中学校のすべてのこどもが安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

１　いじめ問題に対する基本的認識

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって意図的・組織的に対応することが必要です。

また、大人社会のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こります。

したがって、いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題でもあります。

いじめから一人でも多くのこどもを救うためには、こどもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどのこどもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に向き合っていくことが重要であると考えます。

２　いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どのこどもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全てのこどもを対象としたいじめの未然防止の観点が重要であると考え、以下の取組を推進します。（★印は小中が連携して共通に取り組んでいくもの）

（１）いじめについての共通理解を図ります

○ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。

・スクールカウンセラーによる研修　（校内研修）

★「学校いじめ防止基本方針」策定についての説明　（年度当初の職員会議・PTA総会等）

・日常生活における生徒の情報共有　（不登校・いじめ対策委員会　職員会議）

○ こどもに対しても、全校集会や学級活動等で、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促します。

★富士根北小中いじめゼロ宣言―みんなで「いじめゼロ」の学校をめざします―　（生徒会入会式）

・生徒指導だよりにおける啓発活動　（不登校・いじめ対策委員会）

（２）いじめが起こりにくい集団をつくります

○ 教職員はこども理解を深め、こどもとの信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団をつくるよう努めます。

★人間関係づくりプログラムⅠ・Ⅱ・Ⅲの実施（4・9・1月実施）　（学級活動）

・i-check をもとにした集団づくり

○ 学校・学年に合わせた独自のアンケートを実施し、コミュニケーション能力の育成とよりよい人間関係の構築に努めます。

○ こども同士の望ましい人間関係に根ざした、温かな集団づくりに努め、いじめ発生を防ぐよう努めます

★発達段階を意識した小学生との交流、異学年交流等、一人一人がよさを発揮し、認め合える場の設定

★小中連携かたかごプランによる小学生との他学年交流活動　（生徒会活動・特別活動）

○ 授業の中での規律やルール、マナー等を大切にし、こどもが主体的に取り組む授業づくりを推進します。また、全ての生徒が参加・活躍できる授業を工夫するよう努めます。

○ 「ほめて、認めて、励ます」を基本とした生徒指導が機能する授業づくりに努めます。

○　情報モラルを学ぶため、情報教育講座を行います。

（３）こども自らがいじめについて考える場や機会を設定します

○ 意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、こども自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。

★富士根北小中いじめゼロ宣言　―みんなで「いじめゼロ」の学校をめざします―

・教育相談週間（キャリアカウンセリングウィーク）の実施　（1学期・2 学期）

○ 道徳の時間では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、こどもがじっくりと考えを深められるよう指導します。

・いじめを題材にした授業実践　（道徳）

○ 学級活動、生徒会活動等では、日常生活との関連を図り、こどもが主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。

・人権週間に合わせた教育活動の実施　（人権教育担当教員）

３　いじめへの対処に向けた取組

（１）早期発見

○ 日頃から、こどもの見守りや信頼関係の構築等に努め、こどもが示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的にこどもの情報交換を行い情報を共有するよう努めます。

・職員会議、分掌部会、職員打ち合わせ等における情報共有　（職員会議）

・登校指導・下校指導の実施　（生徒指導部）

○ 例え小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。

・日記の活用　（学級担任）

○ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施・日記の点検等により、いじめを訴えやすい態勢を整えます。　（学級担任・養護教諭）

○ ★いじめ実態調査アンケートの実施

・教育相談アンケート、教育相談週間（キャリアカウンセリングウィーク）の実施　（教育相談週間）

・スクールカウンセラー、不登校対策支援員による相談業務　（教育相談）

○ 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知するとともに、ICT を活用した心の健康観察を毎週行い、こども及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる態勢を整えます。

・生徒指導だよりにおける啓発活動

・SOS の出し方講座の実施　（不登校・いじめ対策委員会）

★養護教諭による管理職への毎日の欠席者報告、保健室の来室状況報告　（養護教諭）

（２）いじめへの対処

○ いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに情報を共有します。

・積極的に情報交換をする教職員間の雰囲気づくり。　（生徒指導主事）

・情報交換、情報共有のシステム（報告、対応方法、指導方針、その後の報告）づくりと徹底　（生徒指導部）

○ いじめの態様等に即した対策チームを編成し、今後の対応について確認します。

★教職員の役割連携を重視して、対策チームを編成します。　（全教職員・不登校対策支援員）

○ 被害を受けたこども及び、いじめを知らせてきたこどもの安全を確保します。

・被害を受けたこどもにとって信頼できる人（親しい友人や教職員、スクールカウンセラー、家族、地域の人等）との連携　（学校・地域・家庭）

○ 加害したこどもに対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。

・学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう保護者に対する継続的な助言
（学校・地域・家庭）

・再発防止に向けた集団づくり （学級活動）

4　家庭・地域との連携

○ 保護者懇談会の開催、学校だより・生徒指導だより・スクールカウンセラーだよりの発行、ホームページ等を通し、いじめ防止対策や対応について広報します。

★いじめ防止基本方針の説明 （学校だより・PTA 総会・入学説明会）

○ インターネット（SNS）によるいじめ問題等、保護者に広く啓発し家庭での目配りを依頼します。

★青少年健全育成会での啓発活動 （富士根北地区青少年健全育成会・学校）

・携帯電話、スマートフォン等の情報教育 （学校・地域・家庭）

○ いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けたこどもとその保護者に対する支援や、いじめを行ったこどもの保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

・学校（問題対応型）の組織としての対応

・外部人材、関係機関と連携し、いじめ対策委員会を開催 （不登校・いじめ対策委員会）

5　教育委員会や関係機関等との連携

○ いじめによりこどもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方など対応を相談します。

・学校組織としての対応 （学校）

・富士宮市家庭児童相談室・富士宮警察署生活安全課スクールサポーター・青少年相談センター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・不登校対策支援員との連携 （学校）

○ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、こどもの生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

・学校組織としての対応 （学校）

令和７年度　いじめ防止プログラム年間計画　　富士宮市立富士根北中学校							
月	対象			小中共通	内　　容	場面/方法	備考
	職員	生徒	保・地				
3	○				基本方針(案)策定		
			○		ホームページに掲載		
4	○			★	基本方針策定・確認	職員会議	
		○			いじめ防止の呼び掛け	全校集会	
		○			生徒会宣言	生徒会入会式	
		○			i-check の実施	学活	
	○				職員間での情報共有	校内研修	共通理解が必要な情報を共有
		○		★	人間関係づくりプログラムⅠ	学級活動	学級開きで実施
		○	○		保護者への協力依頼	授業参観	
	○		○		PTA 役員会及び PTA 総会でいじめ防止基本方針の説明及び協力依頼	ＰＴＡ総会	総会資料に掲載
		○	○		情報教育講座Ⅰ	全校集会	警察署に依頼
			○	★	学校だよりに学校の取り組み方針掲載、周知	学校だより	
5	○				学校評議員、民生児童委員、青少年育成連絡会などへの協力要請	関係会議	
		○			宿泊行事における構え　全体指導	学級活動	学級・学年づくりを踏まえて
		○			教育相談週間（キャリアカウンセリングウィーク）	放課後	
6		○		★	いじめ実態調査アンケート･教育相談カード	朝の会	
7			○		学校評価保護者アンケート		
		○			学校評価生徒アンケート	朝の会	
		○			情報教育講座Ⅱ	学級活動	
			○		三者面談での情報交換・よりよい人間関係づくりへの啓発	三者面談	

8	○				学校評価保護者・生徒アンケート分析	職員会議	
	○				スクールカウンセラーによる研修	校内研修	
9	○				学校評価保護者・生徒アンケート分析		
	○				１学期学校評価から、計画の改善	職員会議	
		○		★	人間関係づくりプログラムⅡ	学級活動	
10	○				情報教育講座Ⅲ	全校集会	
		○			学校行事（文化発表会）参加にあたり	学級活動	
		○		★	いじめ実態調査アンケート･教育相談カード	朝の会	
		○			教育相談週間（キャリアカウンセリングウィーク）	放課後	
		○			学校行事（運動会）参加にあたり	学級活動	
11			○		学校評価保護者アンケート		
12		○			学校評価生徒アンケート		
	○				学校評価保護者・生徒アンケート分析		
	○	○			人権週間と合わせ教育活動実施	全校集会／掲示物	
		○			i-check の実施	学活	
			○		三者面談での情報交換・よりよい人間関係づくりへの啓発	三者面談	
1	○				２学期末学校評価から、計画の改善、実施	教育課程編成会議	
			○		学校評価結果報告	学校評価だより	
	○				いじめ防止基本方針の見直し	教育課程編成会議	
		○		★	人間関係づくりプログラムⅢ	学級活動	
2		○		★	いじめ実態調査アンケート・面談		個別相談 or 集団指導
	○				学校評議員、民生委員・児童委員との懇談会による評価・情報共有	学校評議員、民生委員・児童委員懇談会	
3	○				いじめ防止基本方針の確認	教育課程編成会議	